

美祢市耐震改修促進計画

平成20年7月
(令和5年4月変更)
美 祢 市

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景と目的

1. 計画の背景

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災において、現行の建築基準法の構造基準を満足していない昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された建築物に倒壊などの被害が多く発生し、多数の死傷者が生じたことを契機として、これらの建築物を、現行基準と同等の耐震性能とすることを目的として、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定された。

しかし近年、新潟県中越沖地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）及び岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）、熊本地震（平成28年4月）、北海道胆振東部地震（平成30年9月）など、大地震が頻発しており、特に東日本大震災（平成23年3月）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、大阪府北部を震源とする地震（平成30年6月）においてはブロック塀にも被害が発生した。このように、大地震による建築物等の被害はいつどこで地震が発生してもおかしくない状況である。

また、南海トラフ地震等の大規模地震発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

このため、国では地震による死者数を半減させること等を目的に、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年5月に法を改正し、その後、平成30年11月に法施行令、また、令和3年12月に基本方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）の改正を行っている。

2. 計画の目的

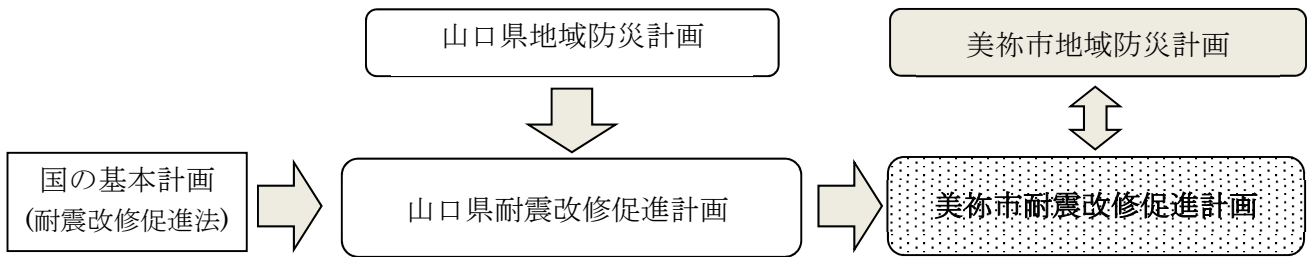
「美祢市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、旧耐震基準で建築された建築物の耐震診断や現行耐震基準を満足していない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に進め、本市における建築物の耐震化を促進することを目的とする。

第2節 計画の位置づけ等

1. 計画の位置づけ

本計画は、国の基本方針及び県計画に基づき、市内の既存建築物の耐震診断・耐震改修に関する施策の方向性を示す計画であり、「美祢市地域防災計画震災対策編（令和4年12月）」（以下「美祢市地域防災計画」という。）の関連計画となるものである。

図1－計画の位置づけのイメージ



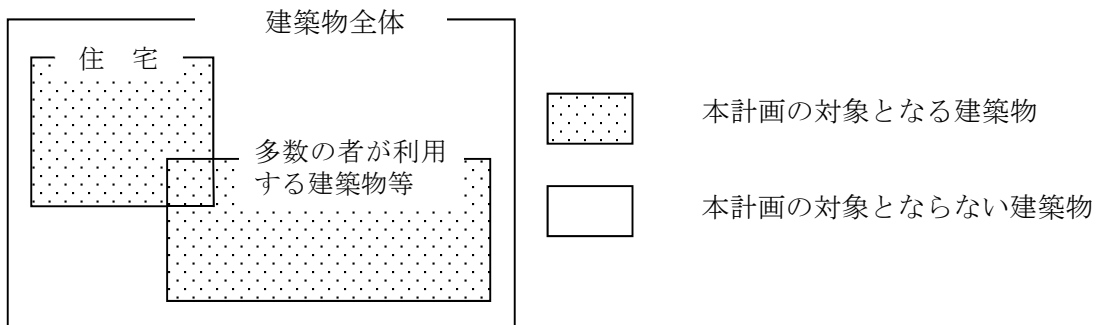
2. 計画の実施期間

本計画の実施期間は、令和7（2025）年度までとする。
なお、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 耐震化の目標を設定する建築物について

耐震化の目標を設定する建築物は、「住宅」及び「多数の者が利用する建築物等」とする

図2－対象建築物のイメージ



第3節 想定される地震の規模、被害の状況等

美祢市地域防災計画では、主要な断層による地震とその他の断層による地震の被害想定がされている。

1. 想定地震

(1) 主要な断層による地震

本県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70%の確立で発生するとされている「南海トラフ地震」、同じく40%の確立で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」のほか、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きるかわからないことから、県内で確認されている主な活断層（大竹断層、菊川断層、大原湖断層系）と本県に大きな被害を及ぼす可能性のある中央構造線断層帯について被害想定を行った。

美祢市地域防災計画では、本市に大きな影響を及ぼす可能性のある菊川断層による被害を想定した。

なお、本市では、南海トラフ沖地震については最大震度5弱が想定されているが、震度別面積率によると市面積の99.3%が震度4以下であり建築被害・人的被害の発生が想定されていないため除外する。

(2) その他の断層による地震

上記の地震による影響が小さい地域においても、防災対策上の備えを行う必要があることから、文献等に記載された活断層等から、各市町で地震動が最大となる断層を抽出し、その他の断層として被害想定が行われた。

美祢市地域防災計画では、そのうち渋木断層及びオヶ峠断層による被害を想定した。

2. 被害想定結果

美祢市地域防災計画によると、想定地震による被害の概要は以下のとおりである。

(1) 菊川断層

地域	最大震度	人的被害（人）			建物被害（棟）	
		死者数	負傷者数	自力脱出 困難者数	全壊	半壊
美祢地域	6強	8	66	9	116	824
美東地域	5強	0	1	0	0	3
秋芳地域	5強	0	2	0	3	33
合計	6強	8	69	9	119	860

(2) 渋木断層

地域	最大震度	人的被害 (人)			建物被害 (棟)	
		死者数	負傷者数	自力脱出 困難者数	全壊	半壊
美祢地域	6弱	6	53	3	97	740
美東地域	5強	0	2	0	3	31
秋芳地域	6弱	2	16	1	31	278
合計	6弱	8	71	4	131	1,049

(3) 才ヶ峠断層

地域	最大震度	人的被害 (人)			建物被害 (棟)	
		死者数	負傷者数	自力脱出 困難者数	全壊	半壊
美祢地域	6弱	3	30	1	41	437
美東地域	6弱	9	71	12	139	950
秋芳地域	6弱	4	33	3	63	514
合計	6弱	16	134	16	243	1,901

第4節 用語の定義等

1. 用語の定義

計画における用語の定義は下表とおりとし、特に定めのない場合は、法、同法関係政省令及び関連告示の用語の例による。

用語	定義
法	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月）
国の基本方針	国土交通大臣が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（法第4条、国土交通省告示第184号）
県計画	山口県耐震改修促進計画（法第5条）
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること
所管行政庁	建築物の耐震診断・改修等の指導、助言及び指示等を行う行政庁 美祢市においては、山口県が所管行政庁となる
現行耐震基準 （新耐震基準）	昭和56年6月1日の建築基準法改正以降に着手した建築物に適用されていた耐震基準
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に工事着手した建築物に適用されていた耐震基準
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの
多数の者が利用する建築物等（特定既存耐震不適格建築物）	①多数の者が利用する一定規模以上の建築物、②一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場又は、処理場、③緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（法第14条各号）
要安全確認計画記載建築物	防災拠点となる建築物又は緊急輸送道路等の避難路沿道建築物にあって、耐震診断及びその結果の報告を義務付けることを県又は市町の計画に記載した建築物（法第7条各号）
要緊急安全確認大規模建築物	①病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物、②学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物、③一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場又は処理場のうち大規模な建築物（法附則第3条第1項各号）
耐震診断義務付け対象建築物	要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物で、耐震診断の実施とその結果を所管行政庁への報告が義務付けられた建築物
通行障害既存耐震不適格建築物	地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行・避難を妨げるおそれがある既存耐震不適格建築物（県：法第5条第3項第2号及び第3号／本計画において第3号のみ指定）（市町：法第6条第3項第1号及び第2号）
緊急輸送道路	地震による建築物の倒壊・閉塞によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げにならないように通行を確保すべき道路（法第5条第3項第3号）
定期調査報告	安全上、防火上又は衛生上特に重要である建築物の所有者や管理者が、建築物の状況を定期的に調査し、特定行政庁に行う報告（建築基準法第12条第1項）

2. 法による規制対象建築物

規制対象一覧				
用途		特定既存耐震不適格建築物 (所管行政庁の指導・助言対象)	特定既存耐震不適格建築物 (所管行政庁の指示対象)	耐震診断義務付け対象建築物 (所管行政庁への耐震診断結果の報告対象)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公共上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

要緊急安全確認大規模建築物

多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物等

要安全確認計画記載建築物

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

第1節 耐震化の状況

1. 住宅

平成30年住宅・土地統計調査によると市内の住宅総数は約12,220戸であり、うち居住世帯がある住宅数は約9,720戸である。

このうち、耐震化の対象となる旧耐震基準で建設された住宅は、約4,290戸(約44.1%)であり、全国平均(24%)、山口県平均(33%)に比べて割合が高く、特に耐震化の対象となる住宅のうち、木造戸建住宅は約4,140戸(約96.5%)でその大半を占める。

居住世帯がある住宅数に占める耐震性のある住宅の割合を示す耐震化率を推計すると約61.2%(約5,953戸)で、全国平均(約87%)、山口県平均(約81%)を下回る水準となっている。

表1-居住世帯がある住宅の推計【平成30年】

	戸数	うち耐震性有り	耐震化率
木造戸建て	8,060戸	3,918 戸	約 52.6 %
共同住宅等 ^{注)}	1,660戸	2,035 戸	約 89.8 %
合計	9,720戸	5,935 戸	約 61.2 %

注) 共同住宅等 木造及び防火木造の戸建て住宅以外の戸建て住宅、共同住宅、長屋住宅

2. 多数の者が利用する建築物等

多数の者が利用する建築物等は、市内に104棟あり、そのうち耐震性があるとされる建物は82棟で、耐震化率は78.8%と全国平均(約89%推計値)を下回り、山口県平均(約85%)を下回っている。

表2-多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況(用途別)【令和4年度末】

用途	棟数	耐震性有		耐震化率
		昭和56年5月以前	昭和56年5月以降	
学校	23棟	7棟	15棟	約96.5%
体育館	2棟	0棟	0棟	0%
病院	2棟	0棟	2棟	100%
集会場	1棟	0棟	0棟	0%
マーケット	1棟	0棟	1棟	100%
ホテル	2棟	0棟	2棟	約100%
賃貸住宅、寄宿舍	22棟	0棟	20棟	約90.9%
事務所	2棟	0棟	2棟	100%
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム	7棟	1棟	6棟	100%
幼稚園、保育所	3棟	0棟	3棟	約100%
工場	29棟	0棟	14棟	約48.2%
庁舎	3棟	0棟	2棟	約66.6%
危険物貯蔵所	7棟	0棟	7棟	100%
合計	104棟	8棟	74棟	約78.8%

※庁舎のうち耐震性の無い1棟はR5年9月に建替え完了

表3-多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況(所有者別)【令和4年度末】

所有者	棟数	耐震性有	耐震化率
国	0棟	—	—
県	7棟	6棟	約85.7%
市	39棟	35棟	約88.9%
民間	58棟	41棟	約70.0%
計	104棟	82棟	約78.8%

旧耐震基準で建築された多数の者が利用する建築物等は、30棟(約29%)であるが、そのうち、耐震性があるとされる建築物は、8棟(約27%)である。

これは、対象となる建築物のほとんどが、耐震診断と耐震改修のいずれについても努力義務規定で強制力がないことや耐震改修等には相当の費用を要することなどの理由から耐震化が進ん

でない」と想定される。

また、耐震診断を行った建築物は全体で11棟(約37%)であるが、このうち民間の建築物では、2棟(約6%)にとどまっております。耐震診断が進んでいないために、耐震性が確認されていない建築物が多く存在している。

表 4-昭和56年5月以前に建築された多数の者が利用する建築物等数(所有者別)【令和4年度末】

所有者	棟数	耐震 診断済	耐震性有		
			診断の結果耐震性有	耐震改修済	計
国	0棟	—	—	—	—
県	2棟	2棟	1棟	0棟	1棟
市	10棟	7棟	3棟	3棟	6棟
民間	18棟	2棟	0棟	1棟	1棟
計	30棟	11棟	4棟	4棟	8棟

多数の者が利用する建築物等のうち、大規模な病院やホテルなどの不特定多数の者が利用する施設や小学校や老人ホーム、社会福祉施設などの避難弱者が利用する施設については、法の規定に基づき、耐震診断の実施及び診断結果の公表が義務付けられており、特に耐震化の重要性が高い建築物として重点的に目標を定めることが適当とされている。

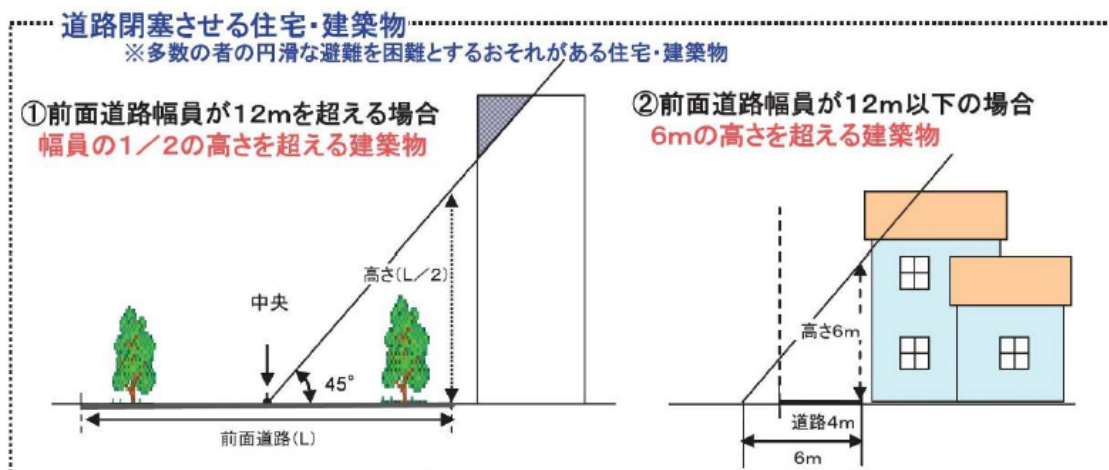
このうち、『要安全確認計画記載建築物』(第3章第6節参照)については、県内全ての建築物が耐震性を有しており、『要緊急安全確認大規模建築物』については、県内で概ね100棟存在しているが、市内においては存在しない。

3. 緊急輸送道路沿道建築物

緊急輸送道路の沿道にあり、地震被災時に当該道路を閉塞する恐れのある建築物のうち、旧耐震基準で建築されたものは、4棟(令和4年度)ある。

これらの建築物には、耐震診断及び耐震改修の努力義務が課されていたものの、相当の費用を要することなどから、耐震診断が進んでおらず、耐震性が確認されていないものが多く存在している。

図3-対象となる建築物のイメージ



本計画における緊急輸送道路とは、地震による建築物の倒壊・閉塞によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げにならないように通行を確保すべき道路をいう。市では、法第5条第3項第3号に基づき、「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成27年8月改定）」の第一次緊急輸送道路を指定する。

なお、平成25年5月の法改正により、緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して、所管行政庁による指導及び助言だけでなく、指示・公表も可能となった。

第2節 耐震改修等の目標の設定

国の基本方針において、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消することを目標としている。

当市においては、耐震診断義務付け対象建築物に該当する建築物が存在しないため、目標の設定対象を「住宅」及び「多数の者が利用する建築物等」とした。

1. 住宅

住宅の耐震化率については、現状の耐震化率を踏まえ、令和7年度までに、90%とすることを目標とする。

表5-住宅の目標

		平成30年 (耐震化率)	⇒	令和7年度目標 (耐震化率)	
住宅	総数	約9,720戸			90%
	うち耐震性有	約5,935戸 (約61.2%)			
	うち耐震性無	約3,969戸 (約38.8%)			

2. 多数の者が利用する建築物等

多数の者が利用する建築物等の耐震化率についても、現状の耐震化率を踏まえ、令和7年度までに、80%を目標とする。

なお、多数の者が利用する建築物等の所有者別の耐震化率は、令和4年度末時点で、公共建築物が約89.1%（国：0棟、県：約85.7%、市：約88.9%）、民間が約70.6%である。

表6-多数の者が利用する建築物等の目標

所有者		令和4年度 (耐震化率)	令和7年度目標 (耐震化率)
国・県・市		46 棟	
	うち耐震性 有	41 棟 (約 89.1%)	
民間		58 棟	
	うち耐震性 有	41 棟 (約 70.6%)	
合計		104棟	
	うち耐震性 有	82 棟 (約 78.8%)	

3. 緊急輸送道路沿道建築物

旧耐震基準で建築された緊急輸送道路沿道建築物は、平成17年11月の法改正により、耐震診断及び耐震改修の努力義務が課されており、所管行政庁による指導及び助言が可能であったが、平成25年5月の改正により、新たに、所管行政庁による指示・公表も可能となった。

これらの建築物は、これまで耐震診断及び耐震改修の努力義務が課されていたものの、耐震改修等には相当の費用を要することから、耐震化が進んでいないのが現状であるため、支援制度を活用した積極的な耐震診断を促し、耐震改修等により耐震化を図ることを目標とする。

第3節 公共的な建築物の耐震化の目標

庁舎、学校、病院、公営住宅等は、地震などの災害が発生した場合の、防災拠点、避難場所、仮住居等として防災上重要な施設である。なお、防災上重要な施設には、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、大規模な地震が発生した場合において、公共的にその利用が可能な建築物も想定される。

また、幼稚園、保育所、老人ホーム、福祉ホーム、障害者施設などは災害時に利用者自らが避難することが容易ではない用途の建築物である。

このため、これらの公共的な用途の建築物で多数の者が利用する建築物等に該当する建築物の耐震化は、ほかの多数の者が利用する建築物等に比べ、早急に耐震化を促進していく必要があることから、これらの公共的な建築物のうち、「山口県国土強靱化地域計画」で位置づけられている建築物については、各用途施設毎に定められた耐震化率を目標とする。

表 7-各用途別目標

建築物名	実績値 (R4年度末)	目標値
防災拠点となる公共施設等の耐震化率 (市全体)	63.3%	100% (令和6年度)
市立小・中学校の耐震化率	100% 目標値達成	早期に完了
市立幼稚園の耐震化率	該当なし	早期に完了
保育所の耐震化率	100% 目標値達成	100% (令和6年度)
私立学校の耐震化率	100% 目標値達成	95% (令和4年度)
社会福祉施設の耐震化率	100% 目標値達成	向上させる (令和6年度)



第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

第1節 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

1. 役割分担

(1) 市の役割

市は住民の最も身近な立場から、地域の実情に応じた建築物の耐震化の促進のための施策を行うことが重要である。また、住民、自治会等が行う耐震診断及び耐震改修を支援し、連携して以下のことを実施する。

なお、本計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行う。

①耐震診断及び耐震改修を促進するための計画の策定

- ・本計画の見直し
- ・住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定、毎年度支援目標を設定し、実施・達成状況を把握・検証

②耐震改修等の実施、促進

- ・市有建築物について耐震診断及び耐震改修の具体的な計画を策定し、計画的な耐震化の促進
- ・民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進
- ・特に耐震改修の必要な建築物の設定や耐震改修等の誘導
- ・耐震診断等に対する専門家の派遣や、各種補助事業の実施のほか、税制補助のための証明等
- ・要安全確認計画記載建築物の指定及び耐震診断結果の報告期限の指定
- ・通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路の指定

③所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等

- ・耐震診断及び耐震改修等相談窓口の設置・運営

- ・所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等
- ・家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施
- ・地震ハザードマップの策定による注意喚起
- ・固定資産税納税通知書等の送付に合わせ、耐震化を促すダイレクトメールを送付

④県、建築関係団体との連携

- ・県、建築関係団体との連携体制の構築

(2) 県の役割

県は広域的な観点から、自ら又は関係市町及び関係団体と連携しながら以下の施策を行う。

①耐震診断及び耐震改修を促進するための計画の策定

- ・県計画の策定、見直し

②耐震診断及び耐震改修等の実施

- ・県有建築物について計画的かつ加速化した耐震改修等の実施
- ・民間建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進
- ・要安全確認計画記載建築物の指定及び耐震診断結果の報告期限の指定
- ・通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路の指定
- ・特定既存耐震不適格建築物に対する指導・助言・指示・公表
- ・耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表
〔県を含む所管行政庁ごとにホームページで公表中〕
- ・法第17条第3項の規定に基づく計画の認定
- ・法第22条第2項の規定に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定
- ・法第25条第2項の規定に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

③建替えの促進、耐震診断の普及による所有者等の意識向上

- ・耐震診断及び耐震改修に関するパンフレットの作成、配布
- ・耐震診断及び耐震改修に関する講習会等の実施
- ・定期調査報告の機会を捉えた意向調査の実施など建築物の所有者等に対する個別の働き掛け

④技術者養成・把握

- ・耐震診断等に係る技術者の養成・把握
- ・耐震診断等に対する専門家の養成・把握

⑤所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等

- ・耐震改修等相談会、耐震講習会等の実施
- ・広域的な地震防災マップによる注意喚起
- ・所有者等に対する普及啓発、情報提供
- ・耐震相談窓口の設置・運営〔開設状況は、第4章第2節を参照〕

⑥市町、住宅・建築関係団体との連携

- ・協議会の設置、市町間調整等
- ・耐震診断及び耐震改修に関する技術者の養成
- ・情報提供、技術的支援等

(3) 建築物所有者等

建築物の耐震化は、所有者等自らの問題として取り組むことが不可欠であり、所有者等は以下のことを実施する。

- ・自らが所有、管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施
- ・耐震診断の結果を踏まえた建替え、耐震改修の実施

(4) 建築関係技術者

県、市町が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、専門的知識を有する建築関係技術者として所有者への適切なアドバイス等、以下のことを実施する。

①所有者等に対する普及啓発、情報提供

- ・耐震性向上に関する適切な助言

②耐震改修等の実施

- ・業務の適切な実施

③技術の向上、研さん

- ・耐震診断及び耐震改修等の講習会等の受講、受講者名簿への登録
- ・技術の向上、研さん

(5) 住宅・建築関係団体

県・市町が実施する建築物の耐震化を促進するための施策への協力や、中立的な立場から建築物の所有者等への適切なアドバイスや、所有者、技術者及び行政等と連携し、以下のことを実施する。

①所有者等に対する普及啓発、情報提供

- ・耐震改修等相談窓口の設置、運営
- ・耐震講習会等の実施

②技術者の養成

- ・耐震診断及び耐震改修等に関する技術者研修の実施等

③耐震診断業務の促進

- ・耐震診断を行う者に対する情報提供
- ・耐震診断アドバイザー派遣等

④県、市町との連携

- ・耐震診断及び耐震改修の促進のための県、市町への協力

(6) 自主防災組織、自治会等

建築物の耐震化の促進については、地域自らの問題として自治会等は、以下のことを実践する。

普及啓発、情報提供

- ・建築物の耐震性向上のための自治活動、家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施

2. 事業の実施方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が自らの問題として取り組むことが不可欠である。市は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、県と連携して所有者等が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度などにより住宅・建築物の耐震化を進めるものとする。

第2節 法に基づく耐震診断及び耐震改修の促進の概要

1. 耐震診断義務付け対象建築物の指導等の実施

所管行政庁は、所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、期限までに耐震診断結果の報告をするように促す。

2. 耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表

耐震診断結果の公表は、ホームページ等により公表することとする。

また、耐震診断の結果、耐震性がないと判定された建築物について、迅速に診断を実施し、その結果を報告した所有者が不利にならないよう、公表時期を設定する。

また、耐震性がないと公表された建築物について、公表後に耐震改修等により耐震性が確保された場合には、迅速に耐震改修等に取り組んだ所有者が不利にならないよう、公表内容を速やかに更新する。

公表に当たっては、このように、営業上の競争環境等にも十分に配慮することとする。

※県を含む所管行政庁ごとにホームページで公表中

3. 特定既存耐震不適格建築物の指導等の実施

所管行政庁は、所有者や管理者に対して、耐震診断等を行い耐震化の状況調査をするなどの指導をし、耐震診断の結果、耐震性が無い建築物については、その所有者や管理者に対して、耐震改修等の対策を行うよう指導及び助言することとする

①災害時の避難施設や防災上重要な建築物、②地震時にその入居者が自力で避難することが困難な建築物、③不特定多数の者が利用する建築物、④危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の順に立ち入り調査等を適切に行うこととする。

法第15条第2項の規定に基づく特定既存耐震不適格建築物について、指導及び助言を行っても耐震診断及び耐震改修が実施されない場合においては、その実施を促し、さらに協力が得られない場合には、具体的に実施すべき事項を明示した指示書の交付等を行うこととする。

また、その建築物の耐震化に係る計画等の報告を受け、進捗状況について管理し、関係する市町との連携により適切な指導を継続して行うこととする。

4. 特定既存耐震不適格建築物の公表

所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物について、指示を行ったにもかかわらず、その指示に従わずに、耐震診断及び耐震改修が実施されない場合には、その旨をホームページ等により公表することとする。

第3節 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

耐震化率を目標数値まで引き上げるためには、旧耐震基準で建築された耐震性が不十分な住宅・建築物の耐震改修や建替えを促進させる必要がある。

旧耐震基準で建築された建築物の中には、耐震性を有する建築物もあると想定されるものの、耐震診断を行っていないために、その実態が不明なものがあることから、耐震性の判断がされないために、耐震改修や建替えが進んでいないと推測される。

このため、耐震診断及び耐震改修をより一層促進するために、市は県と協力して、国の補助事業等を活用した助成制度を整備することなどにより住宅・建築物の耐震化の促進を図る。

1. 市が実施する支援策

(1) 住宅に係る支援策

住宅は生活の基盤であり、一番長い時間を過ごすことから、地震による被害を受ける機会も多くなるため、優先して耐震化を促進すべきである。したがって、旧耐震基準で建築された一戸建ての木造住宅の耐震診断及び耐震改修に要する費用に対し、国、県と協力して財政支援を行う。

(2) 多数利用建築物に係る支援策

学校、幼稚園、社会福祉施設等の公共的な建築物については、ほかの多数の者が利用する建築物等に比べ、早急に耐震化を促進する必要がある。したがって、旧耐震基準で建築された民間が所有する学校、幼稚園、社会福祉施設等の公共的な建築物の耐震診断に要する費用に対し、国、県と協力して財政支援を行う。

(3) 緊急輸送道路沿道建築物

緊急輸送道路の沿道にあり、地震被災時に当該道路を閉塞する恐れのある建築物の耐震診断に要する費用に対し、国、県と協力して財政支援を行う。

2. 県が実施する支援策

山口県民間建築物耐震改修等推進事業

(1) 住宅に係る支援策

市町が住宅所有者に対して耐震診断又は耐震改修^注に要する費用を助成する場合、県は市が補助する費用の一部を助成することにより、一層の耐震化の促進を図る。

注)耐震改修の場合、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域に存するものを除く。令和5年度以降適用。

<支援内容>

旧耐震基準で建築された一戸建ての木造住宅の耐震診断・耐震改修に要する費用（上部構造評価点0.7以上の工事が対象）及び共同住宅の耐震診断に要する費用について、市町と協力して財政支援を行う。

また、各市町における耐震診断員派遣方式を支援する。

(2) 多数利用建築物に係る支援策

市町が建物所有者に対して耐震診断に要する費用を助成する場合、県は市町の負担を軽減し、一層の耐震化の促進を図る。

<支援内容>

旧耐震基準で建築された民間が所有する学校（小、中、高等学校）、病院、幼稚園、保育所、社会福祉施設等の公共的な建築物の耐震診断に要する費用について、市町と協力して財政支援を行う。

(3) 緊急輸送道路沿道建築物に係る支援策

市町が耐震診断及び耐震改修に要する費用を助成する場合、県は市町と協力して財政支援を

行う。

私立学校耐震化促進事業

(4) 私立学校等に係る支援策

私立学校、幼稚園に対しては、耐震診断経費、耐震補強及び改築工事に係る費用に対して補助することにより、一層の耐震化の促進を図る。

第4節 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

1. 消費者への情報提供

市は、県と連携して以下の情報提供を行う。

(1) 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

地震被害の状況や耐震診断問診票、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットや、リフォームにあわせた住宅の耐震改修の方法を紹介する事例集を相談窓口を設置する

(2) 優良技術者の紹介

講習会の受講修了者を登載した「山口県木造住宅耐震診断・耐震改修技術者名簿」を、相談窓口において閲覧ができるようにするなどし、優良な技術者の情報提供を行う。

2. 相談窓口の設置

耐震診断及び耐震改修等の相談を受けられる体制を確立していく。

第5節 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

1. 窓ガラスの落下防止対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震における窓ガラスの落下による人身事故の発生を受け、窓ガラスの固定方法等の建築基準法関連告示^{注)}が改正された。

その後、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震において、繁華街にある既存不適格の商業施設の窓ガラスが落下したことにより、この問題が再認識された。

さらに、東日本大震災では、建物の外装材が剥離・落下する被害が多数確認されたことから、現行の基準に適合しない窓ガラスを有する建築物の窓ガラスの落下防止と併せて、外壁の落下防止について、県と連携して改修・改善等指導する。

注) 建築基準法関連告示改正

昭和53年に、屋外に面したはめころし窓のガラス施工の場合、硬化性シーリング材を使用しないように基準が改正された。

2. 大規模建築物における天井崩落対策

平成14年に発生した芸予地震により、学校の体育館の天井が崩落したことを受けて、天井の振れ止めの設置やクリアランスなどに関する基準(「大規模建築物の天井崩落対策について(技術基準)」(平成15年10月15日付け国住指発第2402号))が作成された。

その後、平成17年8月の宮城県沖地震において、技術基準に適合していない屋内プールの天井

が崩落し、負傷者が出たことを受け、体育館などの大規模空間を有する建築物について国から再度技術基準への適合が求められた。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が脱落した事案が多数生じたことから、平成25年7月に、建築基準法施行令が改正され、天井の脱落防止措置の基準が定められたことに伴い、建築物の定期調査報告に係る調査方法が見直された。

このことから、基準に適合していない建築物については、耐震改修等の大規模な修繕や定期調査時を捉え、基準に適合するように既存建築物の所有者や管理者に対して必要な指導・助言を県と連携して行うこととする。

3. 地震時におけるエレベーターの閉じ込め等防止対策

平成17年7月に発生した千葉県北西部を震源とする地震において、エレベーターの故障・損傷等や閉じ込め事故が発生したことを踏まえ、エレベーターの地震対策について早急に取り組む必要がある。

この地震では、人身危害の可能性のある故障・損傷も報告されているが、1998年以降の「昇降機等耐震設計・施工指針」^{注)}によるエレベーターでの故障等は発生していなかったことが報告されている。

更に、東日本大震災における被災状況を鑑み、平成25年7月12日には、建築基準法施行令が改正され、エレベーター及びエスカレーター等の脱落防止措置の基準が定められた。

このため、基準に適合しない既存エレベーターの所有者等に対して、県と連携して基準と同等の耐震化を図る改修・改善等を行うよう啓発するとともに、閉じ込め事故防止のため地震時管制運転装置の設置も合わせて指導する。

また、東日本大震災では、住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生したことから、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1388号）に基づき、県と連携して給湯設備の転倒防止の指導を行う。

注) 昇降機耐震設計・施工指針

建設省(現国土交通省)から委託を受けた(一財)日本建築センターに設置された「昇降機耐震設計・施工指針検討委員会」が昇降機の耐震設計・施工についての一般的な指針を定めたもの。

4. ブロック塀の倒壊対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震において、ブロック塀の倒壊により死傷者が出たことなどによりブロック塀に関する基準が改正されたが、平成30年6月に発生した大阪府北部地震では、通学中の小学生が倒壊したブロック塀の下敷きとなる事故が発生するなど、倒壊対策に関する一層の取り組みが求められている。

ブロック塀は、住宅密集地等に設置される事例が多く、地震時に倒壊した場合、人的被害が発生する可能性があることから、その対策を講じる必要がある。

このため、自治会等の組織を通じ、ブロック塀の安全対策についての周知や、自治会等による危険マップの作成などの危害防止対策の取り組みを強化する。

また、ブロック塀の代わりに生け垣等を設置するなど、地震時のブロック塀の倒壊を防止する工法への転換をPRする。

5. 屋根瓦の脱落防止対策

近年の大規模地震では、瓦屋根にも大きな被害が発生している。瓦を釘等で緊結することで地震による被害を防ぐことができるため、住宅の所有者等に対して、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法（昭和46年建設省告示第109号（令和2年国土交通省告示第1435号に改正））の改正情報の周知を図るとともに、瓦屋根の耐風診断及び耐風改修工事等の情報提供を行うことなどにより、屋根瓦の脱落防止対策の促進を図る。

第6節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

法第5条第3項第2号及び第3号並びに第6条第3項第1号及び第2号の規定に基づく道路は、地震による建築物の倒壊・閉塞によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げにならないように通行を確保すべき道路を定めることとなっている。

山口県では、平成9年3月に策定した「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成27年8月改定）」において、緊急輸送を確保するため必要な道路（緊急輸送道路）を定めている。緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能するものとして定められている。

県では、「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画」の第一次緊急輸送道路を法第5条第3項第3号に基づく道路として指定している。

第7節 建築物の地震に対する安全性に係る認定に関する事項

県は、地震に対する安全性について判断できるように、法第22条第2項の規定に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定を促進している。

また、公共建築物について、法第22条第3項の規定に基づく表示を積極的に活用することを県と連携して促進する。

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

第1節 地震防災マップの作成・公表

住民・建築物の防災意識の向上を図り、住宅等の耐震化を効果的に推進するために、本市において大きな被害をもたらす可能性がある地震が発生した場合の各地における揺れやすさなどをまとめた地震防災マップを公表する。

なお、これらのマップは当市のホームページにおいて公表されている。

第2節 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震改修等など、住宅・建築物の耐震化について市民の相談に適切に応じるため、建設課に耐震診断・耐震改修等相談窓口を設置する。

表 8 - 市の相談窓口

窓口名称	担当課	電話番号
美祢市役所	建設課	0837-52-1116

表 9 - 県の相談窓口

窓口名称・団体名	担当課	電話番号
山口県土木建築部建築指導課	指導班	083-933-3835
山口県土木建築部住宅課	民間住宅支援班	083-933-3883
宇部土木建築事務所美祢支所	建築住宅課	0837-52-1660

第 3 節 パンフレットの作成・配布

地震による被害の重大性や耐震診断を行うための問診票、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットや、効率的な耐震改修の提案として、リフォームに合わせた住宅耐震改修法を紹介する事例集を、相談窓口を設置する。

第 4 節 リフォームに合わせた耐震改修の誘導

耐震改修を促進するためには、設備の更新や、バリアフリー化、リニューアル等のリフォームの機会を捉えることが効果的である。このため、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットや、その手法に関する情報提供を行う。

第 5 節 自主防災組織、自治会等との連携

地震対策の基本は、「自らの命は自ら守る」であるとともに、「自らの地域は皆で守る」ことであるので、自治会等单位で地震についての対策を講じることが重要である。

また、地域における住民間の連携や、日ごろからの地震に対する意識などの備えのためには、住民に最も身近な自治体である市が地域の自治会等と連携しての対策が必要である。

自治会との連携活動として、地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の啓発・普及を行い、また、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改修・撤去、家具の転倒防止等の取り組みを行うことが重要である。

それぞれの役割

県：市町に対する支援、技術的支援や耐震化に対する情報提供等

市：自治会等に対する支援、自治会等と協働による地域の点検、地域毎での普及啓発活動

自治会等：住民同士の連携の強化、回覧板や掲示板等による情報の提供

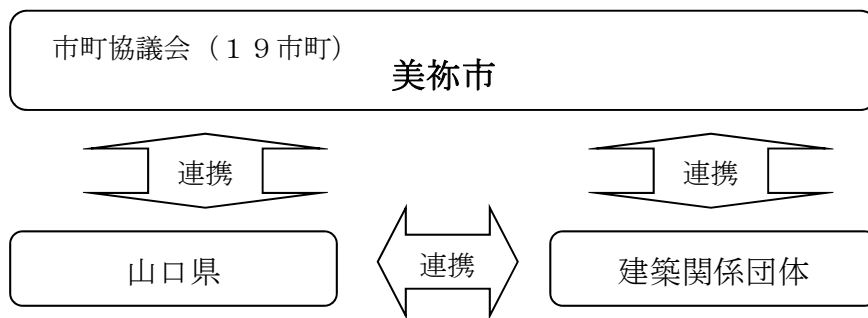
第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

第1節 関係団体等による協議会の設置、協議会による事業の概要

県と県内市町が連携して建築物の耐震化の促進に取り組むために、「山口県耐震改修促進市町協議会」を設置し、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換、推進に係る検討、施策の研究等を行っている。

また、(一社)山口県建築士会、(一社)山口県建築士事務所協会をはじめ県内の住宅・建築関係団体に対して、耐震診断及び耐震改修等の促進に引き続き協力いただくよう要請をし、連携を強化する。

図4—関係団体等による連携のイメージ



第2節 その他

1. 地震保険の加入促進

関係団体が連携し、地震等による自然災害リスク、地震保険・共済加入をはじめとした自助による災害への備えについて普及啓発を行い、災害発生後の県民の生活再建に資することを目的とし、平成31年1月17日に『山口県地震保険・共済加入促進協議会』を設立した。

なお、山口県の地震保険の世帯加入率は28.8%と全国平均よりも5.1%下回り、全国順位29位(損害保険協会調査(2020年))となっている。

2. 被災建築物応急危険度判定等の実施

地震により建築物及び住宅等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、市は県との連携により判定実施本部等を設置し、必要な措置を講じる。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設が必要な場合には、迅速に仮設住宅の建設を行うとともに、公営住宅等の公的賃貸住宅の空き家住居の提供等を行うこととする。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等については、地震被災時においても適切な対応を行う。

なお、県は被災建築物応急危険度判定士の技術力向上に係る訓練等の実施により、被災時の迅速かつ円滑な判定活動の実施の促進を図る。

附則

この計画は、計画期間満了後も新たな計画を定めるまでの間は、なおその効力を有する。

用語解説

ここでは、第1章第4節「1. 用語の定義」に記載しているもの以外で解説を要すると思われるものについて記載をしています。

カ行

【活断層】

数十万年前以降（※260万年前以後をいうこともある）に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層のこと

【クリアランス】

ここでは、体育館等の大きな空間を持つ建築物の天井面の周辺部と、その周囲の壁との間に設ける隙間のことをいう（平成13年6月1日国住指第357号）

【国土強靱化基本法】

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）」（平成25年12月制定）

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害の発生度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていくことを目的とした法律

【国土強靱化地域計画】

国土強靱化基本法第13条に基づく計画で、国土強靱化を実効あるものとするため、国における取組のみならず、地方公共団体においても国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として定めるもの

サ行

【住宅耐震化緊急促進アクションプログラム】

市町が、耐震化を緊急的に促進するため、所有者に対して直接的に耐震化を促す取組等を定めた計画。社会資本整備総合交付金交付要綱に規定されており、これらの取組の進捗状況を把握、検証、公表し対策を進めなければならないとされているもの

【住宅・土地統計調査】

わが国の住宅に関する最も基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年毎に実施している調査

タ行

【耐震化】

耐震性がない建築物について、改修（補強）・改築（建替え）等の工事を行い、地震に対する安全性を確保すること

【土砂災害特別警戒区域】

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第3条の規定により、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域

ナ行

【南海トラフ地震】

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、そこを震源地として発生する地震

ハ行

【ハザードマップ】

洪水、高潮、土砂災害、津波などの災害に対して浸水のおそれがある等の危険な地域や避難場所等の情報を掲載した地図。主に市町が作成・公表している

【バリアフリー】

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、ここでは段差等の物理的障壁の除去をいう（障害者基本計画（H14.12.24閣議決定））

【被災建築物応急危険度判定】

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的とした制度

ラ行

【リフォーム】

改装や増築のこと。間取りの変更や模様替えも含めていうこともある